

案第八号

財産区財産の処分について
記の通り財産区財産を処分するものとする

処分土地の所在

三朝町大字三朝字三谷口六七〇番地

地目地積

原野ニ畝ニ歩

処分の理由

右土地は南墾可能地であるため三朝町大字三朝
藤井順一より松下申請によりこれを適当
と認め、松下処分をするものとする

昭和三十三年三月五日提出

三朝町長 坂出 雅



昭和卅參年參月拾七日
三朝田議會議長 天野 廣

